

令和3年度茨城地方最低賃金審議会  
第1回本審議会議事録

令和3年7月5日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和3年7月5日(月) 午前10時00分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉  
清山 玲  
野村 貴広  
細谷 あけみ

労働者代表委員 大森 玄則  
黒澤 一仁  
小坂 祐之  
星野 由記  
宮下 有一

使用者代表委員 瓜田 広  
加藤 祐一  
永井 教子  
舟木 健生  
水出 浩司

事務局 労働局長 下角 圭司  
労働基準部長 田中 稔  
賃金室長 荻野 辰昭  
室長補佐 長岡 昭広  
賃金係長 平戸 直美

#### 議事次第

- (1) 会長、同代理の確認について
- (2) 茨城地方最低賃金審議会運営規程について
- (3) 茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開について

及び茨城地方最低賃金審議会の傍聴に関する手続について

- (4) 茨城県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (5) 茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置について
- (6) 今後の日程調整について
- (7) その他

長岡補佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今から第60期第1回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、都合により、公益代表委員の申委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により委員総数の3分の2以上、又は公、労、使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は、令和3年度最初の審議会の開催ですので、審議に入らせていただく前に、茨城労働局下角局長よりご挨拶申し上げます。

下角局長

皆様おはようございます。本日は大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症がまだ収まらない中でありましてけれども、本年度第一回目の茨城地方最低賃金審議会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。茨城労働局長の下角でございます。この4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様には、日頃から最低賃金行政はもとより、労働行政の円滑な運営に多大なご尽力、ご協力、ご支援を賜っておりまして心から感謝を申し上げます。審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、人やモノの動きが停滞し、事業活動の縮小も長期化してきております。県内の雇用情勢についても、一部に持ち直しの動きがみられるところでありましてけれども、引き続きコロナが雇用に与える影響を注視する必要があると考えておりまして、今後、ワクチン接種の加速化によって感染の鎮静化、それから経済活動の回復というのが本当に切に期待される場所であると考えています。こういった中で、これまで県内事業主の皆様には、全力で雇用の維持に取り組んでいただいております。心から敬意を表したいと考えておりま

す。当局といたしましても、雇用調整助成金を始めとする各種助成金制度であるとか、あるいは労働相談の実施等々、様々な形で支援を行っているところでありますけれども、引き続き労使の皆様にご協力を賜りながら、雇用の維持、それから離職者の再就職促進というものに全力を尽くして、働く皆様の生活、暮らしを守っていきたいと考えております。

さて、今年の最低賃金の審議でございますが、コロナ禍の大変厳しい中ではございましたけれども、公労使委員の皆様方に真摯にご審議をいただいた結果、2円の引上げという決定をいただいたところでございます。委員の皆様のご努力、ご苦勞に心から敬服したいと思っております。

今年度につきましては、後ほど担当から説明させていただきますけれども、6月18日に経済財政運営と改革の基本方針2021、それから成長戦略フォローアップが閣議決定されまして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組むとされたところでございます。6月22日には、これを受けて中央最低賃金審議会において、厚労大臣から調査審議を求める旨の諮問が行われたところでございます。

本審議会におかれましては、こうした状況を十分に勘案いただきながらご審議を賜りたく、本日、茨城県最低賃金額の改正の諮問をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様方には、何かとご苦勞をおかけすることになるかと存じますけれども、ご尽力の程をお願い致しまして、甚だ簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

長岡補佐

続きまして、委員の方をご紹介させていただきます。委員名簿が資料の1ページにございますので、ご覧になって下さい。公益委員の方から委員名簿順にご紹介させていただきます

す。井出委員です。申委員です。なお、申委員は本日欠席しております。清山委員です。野村委員です。細谷委員です。

続きまして、労働者代表委員の方をご紹介します。大森委員です。黒澤委員です。小坂委員です。星野委員です。宮下委員です。

続きまして、使用者代表委員の方をご紹介します。瓜田委員です。加藤委員です。永井委員です。舟木委員です。水出委員です。

続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。田中基準部長です。荻野賃金室長です。平戸賃金係長です。私、賃金室長補佐の長岡といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれより議題に入らせていただきますが、本来なら会長が議事進行するところですが、本審議会が審議会委員の皆様方の任期最初の審議会となるため、会長及び会長代理が選任されておられませんので、選出されるまでの間、事務局で務めさせていただきます。

それでは議題（１）につきまして、会長及び会長代理の選出を行いたいと思いますが、会長及び会長代理の選出にあたりましては、最低賃金法第24条第２項及び第４項の規定により、公益代表委員から選出することになっております。本審にさきがけて開催されました、公益代表委員打合せで互選により候補者が選出されておりますので、ご報告申し上げます。会長候補者として、清山委員。会長代理候補者として、井出委員の名前が挙がっております。

いかがでしょうか。

委 員

（異議なしの声）

長岡補佐

全委員賛成とのことですので、会長は清山委員に、会長代理は井出委員に決定されました。

それでは、これからの進行につきましては、清山会長にお願いいたします。

清山会長

今年度から会長を務めさせていただくことになりました清山です。どうぞよろしくをお願いいたします。本審の経験は、年数だけは長いのですが、進行役は初めてですので、皆様のご協力を賜りたいと思います。今年、コロナ禍の経済の影響というのが産業別、企業別によって相当出方が違うということもありまして、ちょっと難しい審議を迫られるかもしれないと覚悟はしておりますが、色々と教えていただきながら何とかまとめられるように努力していきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは早速ですけれども、議題（２）の茨城地方最低賃金審議会運営規程等について、お諮りいたします。

事務局から議題（２）の運営規程（案）、議題（３）の審議会の公開・非公開に関する手続き（案）、傍聴に関する事務処理手続（案）について説明をお願いします。

荻野室長

おはようございます。それでは、私の方から、茨城地方最低賃金審議会 運営規程（案）、審議会の公開または非公開に関する手続き（案）、傍聴に関する事務処理手続き（案）についてご説明いたします。審議会の公開または非公開に関する手続き（案）、傍聴に関する事務処理手続き（案）につきましては、昨年度と変更はありませんが、運営規程（案）につきましては、昨年度の運営規程から一部変更となっております。一部変更箇所につきましては、後ほどご説明いたします。

本年度は、今期から委員になられた方もいらっしゃいますが、審議会の時間の関係から、要点及び審議いただきたい事項の関連のみ説明させていただきます。

最初に、運営規程（案）ですが、お手元の配付資料No. 2、

2～4ページをご覧ください。お示ししている運営規程（案）は、文字どおり審議会の議事運営に関して定めたものです。

要点といたしましては、第1条、この規程は、法令である最低賃金法及び同審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの、というこの規程の位置づけでございます。第5条、議事進行のルールでございます。第6条、会議は原則として公開という定めとなっております。ただし、公開することによりまして、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換、若しくは、意思決定の中立性が不当に損なわれる場合には、会長は、会議を非公開とすることができるように定めております。第7条、会議の議事録についての定めでございます。第1項は、議事録の作成についてです。第2項は、議事録と資料は公開するという定めですが、審議会の公開と同じ理由によりまして、非公開とすることができるという規定です。第3項は、非公開の場合には、議事録に代わりまして議事要旨を作成し公開するとしております。

ここで、冒頭申し上げましたが、第1項に一部変更がございます。変更した部分は、議事録の署名の部分で、署名の記載を削除いたしました。第1項は、昨年度までは会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとなっておりますが、今年度は、会議の議事については、議事録を作成するものとするに変更いたしました。議事録の署名については、本省において、署名を廃止するという取扱いは可能と判断し、地方労働審議会においても署名廃止との改正がなされていることを踏まえまして、本省から事務連絡が発出されまして、議事録の署名の記載は削除したものです。

なお、議事録については、昨年から労働局のホームページ

にも掲載することといたしました。

他の事項につきましては、時間の関係で割愛させていただきます。

次に、公開又は非公開の決定に関する手続き（案）について、資料No.3、5～7ページをご覧ください。

先ほど説明しました、運営規程（案）の第6条かつ第7条に基づきまして、当審議会は原則公開ではありますが、従前から金額審議については、第6条のただし書きにより非公開としておりました。なお、これらの審議会資料及び議事録の公開または非公開の扱いについては、手続き（案）において、会長が決定する。この場合、会長は、必要に応じて、公、労、使の各委員の意見を聴取することができるとされております。

続きまして、傍聴に関する事務処理手続き（案）についてでございます。資料No.4の8ページをご覧ください。

この（案）は、傍聴の公示、傍聴申込手続き、傍聴にあたっての留意事項を定め、併せて留意事項に反する行為に対する対処等を定めております。

以上、要点のみの説明とさせていただきます、細かな説明は割愛させていただきますが、茨城県労働組合総連合様、いわゆる茨城労連様から、今年3月2日付けで労働者の権利を守る立場での労働行政改善と労働行政の拡充のための人員増、最賃引き上げを求める要請書が提出され、その要請書の中に例年だと思いますが、専門部会の傍聴、議事録の公開についても要請されておりました、昨年の本審の最後のまとめで、前会長が検討を約束したと発言した旨を記述された上で要請されております。

事務局としましては、金額審議につきまして、率直な議論をするということで非公開と決めておりましたが、今後の検討課題として考えておりますとの発言は事実ですとした上で、最賃審議会における年度初回審議会で審議されるもので

あり、審議会に要請内容を伝えると文書回答したところです。なお、茨城労連様は、専門部会の傍聴、議事録の公開を要請しており、専門部会では、審議会の運営規程とは別に運営規程を設けているところがございますが、この本審での審議も必要かと思われま

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

清山会長

まず、運営規程案ですけれども、資料No.2の運営規定案について、この案自体はよろしいでしょうか。

委員

(了承の声)

清山会長

はい、お認めいただきました。ありがとうございます。それでは、公開または非公開の決定に関する手続きに関してですが、この手続きに関してはいかがでしょうか。

今説明がありましたけれども、公開、非公開をどのようにするかということで、原則公開ですが、今まで一部金額審議等を中心に専門部会を非公開としてきました。その主たる理由は、率直な意見交換が保障できるようにということが目的だったと思います。情勢を事務局の方からお聞きしたところで、説明していただいたらよいと思うのですけれども、公開の都道府県がほぼ半数になってきたということをお聞きしているので、それと、前田中会長が約束したことをもって要請が来ていることから、この場できちんと時間をとって検討するということが事務局の方から求められています。ですから本日ご意見を伺って、今日無理にどうということではないのですが、現時点でのご意見を承った上で調整を図りたいと思うのですけれども、それぞれ労使の方からご意見賜れますでしょうか。

大森委員

労側としては、率直な意見ということを考えれば、これま

でどおり非公開でお願いしたいと思います。

加藤委員

使側も同じで、率直な意見交換とか突っ込んだ意見交換をするために、今までどおり金額審議等は非公開でお願いしたいと思います。

清山会長

ただ今、率直な意見交換を保障するという観点から、本審は原則公開だけれども、金額審議は率直な意見交換などが損なわれることがあり得るということから、非公開としたいというご意見だということです。従いまして、公益としても、今年労使のご意見を尊重してそのように取り扱いたいと思います。その上で、先ほどちょっと情報提供いたしましたように、他の都道府県の状況がすごく動いています。昨年の段階で半分の都道府県ということは、また今年度相当数の状況が変わってくるということになった時、他の都道府県ではどのようにしてリスクを回避されているのかとか、影響が出ていないのか、というようなことについても、事務局から一年を通じて少し情報提供をいただきながら、来年に向けて考えていくという感じでよろしいでしょうか。今日急に今までのものを変えるということはちょっと難しいと私も思いますし、難しい経済状況の中で、労使ともにやっぱり率直な意見交換ができた方がいいですので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしいでしょうか。

井出委員

1点よろしいでしょうか。情報提供の時も、この7ページの公開、非公開の例に従って、他局が何を公開して、何を非公開としているかというところをちゃんと見ないと押しなべて非公開とか雑な議論をしてもしょうがないと思うので、何を何の目的でというところを見て、それをテーマとして先ほど茨城労連さんからのご提案を真摯に受け止めて議論するという事になっていくのではないかと思います。次年度以降

のため、その、何をという情報収集をしていただくのがまず必要ですかね。

清山会長

ありがとうございます。井出委員がおっしゃったように、公開の場合も、その基準とか範囲について丁寧に情報提供していただいて、今後の公開、非公開ということについて検討を迫られることがあった時に、私たちが戸惑わずに適切な情報をもとに判断できるようにしたいなと思いますので、その点どうぞよろしく願いいたします。

それでは、確認します。昨年度同様、諮問本審、目安伝達本審、異議申出審議本審は公開とし、答申本審は、専門部会報告と金額調査審議を非公開としておりました。その後の局長への答申のときからは、公開です。それでよろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

清山会長

はい。できるだけ議事要旨とかについては、労使のご意見を賜りながら、丁寧に要旨を公開するという対応で、茨城労連の方のご要請に応え、基本は例年どおりということで、きちっと押さえていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。それでは、皆さんご異議無いようですので、このように取り扱います。

続きまして、最後の附則の施行期日ですけれども、本日から施行ですので、令和3年7月5日と入れていただき、案を削除してください。また、議事録の公開についても、審議会と同様の取扱いとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員

(了承の声)

清山会長

それから、運営規程第4条に最低賃金審議会に出席できない時は、会長に通知しなければならないと書いてありますが、ここは、従来から事務局に連絡をしていただいておりますので、そのようにお願いします。長期の出張とか何かいろんなご事情で参加が難しいようなこととかそういうことがあったら事務局の方にご連絡をしていただくということです。

それでは、本日、傍聴希望の方が見えていらっしゃいますので、事務局でご案内をお願いします。

(傍聴人会場へ入室)

清山会長

続きまして、議題(4)の茨城県最低賃金の改正決定についての諮問が局長よりございます。事務局より諮問文の朗読をお願いいたします。

平戸係長

(諮問文の朗読)

(局長から会長あて諮問文の手交)

清山会長

それでは、局長より諮問をいただきましたので、委員の皆様、審議の程よろしくをお願いいたします。なお、諮問に関する説明が事務局よりございます。

荻野室長

それでは、諮問文についてご説明いたします。まず始めに、中央最低賃金審議会についてですが、6月22日に第一回審議会が開催されまして、厚生労働大臣から、令和3年度地域別最低賃金額改正の目安について、調査審議を求める旨の諮問がなされました。また、当日、6月22日になりますが、本審での諮問に引き続き、第1回小委員会が開催され、7月1日、先週になりますが、第2回小委員会が開催されています。その後、今月7日、13日と小委員会を重ねまして、7月

16日の金曜日の本審において目安の答申がなされる予定となっております。中賃に諮問された諮問文は、冒頭の下角局長の挨拶にございましたが、本年6月18日に閣議決定された骨太の方針及び成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップに配意した調査審議を求めています。

ここで、最低賃金制度の動向をお伝えするという趣旨で簡単にご説明させていただきます。

資料No.19の後に、参考資料No.1とNo.2を添付しております。骨太の方針と成長戦略実行計画の抜粋をお配りしておりますので、ご覧ください。最低賃金に関しましては、参考資料No.1とNo.2は同じ文言となっており、参考資料No.1の4ページをご覧ください。上段に(3)賃金を通じた経済の底上げのアンダーラインになりますが、私の方で読み上げます。民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症禍でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。また、本年4月に中小企業へ適用が拡大した同一労働同一賃金に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。と記載がございます。

本日の当局局長からの諮問については、コロナ禍の厳しい

状況下ではございますが、政府の方針及び計画、また、労働者の賃金、物価水準等の動向に対応し、その実効性を確保する観点から、県内の経済情勢など各種調査指標等も踏まえまして、かつ、中賃における目安額が諮問されたことを考慮しまして、改正の審議調査が必要との判断に至りまして、当局局長からの諮問文とさせていただきます。以上です。

何卒、ご理解の上、本年の茨城県最低賃金額の改正のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

清山会長

ありがとうございました。ただ今の諮問に関する説明で、何かご質問等ございますでしょうか。

委員

(意見・質問等なし)

清山会長

なければ、まだ事務局より資料No.5以降の説明がありますでしょうか。

平戸係長

はい。

清山会長

それでは、お願いします。

平戸係長

私からは、本日お配りしました審議会資料No.5から15までについて説明させていただきたいと思います。

まず9ページをご覧になっていただくと、資料No.5になります。これは、内閣府が発表した月例経済報告、令和3年6月発表分となりますが、この中で総論としては、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増しているとされています。10ページをご覧いただくと、先月5月からの主要変更点が記載されておりますが、各論としては12ページ以降それぞれまとめられておりますが、まず個

人消費については、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている、とされており、とされています。設備投資については持ち直している、住宅建設については底堅い動きとなっている、とされています。輸出、生産についてはそれぞれ緩やかな増加が続いている、持ち直しの動きがみられるとされています。企業収益については感染症の影響により非製造業では弱さが見られるものの、総じてみれば持ち直しているとされています。企業の業況判断は、厳しさが残る中で持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さも見られるとなっております。消費者物価は、横ばいとなっているとされており、また、先行きについては感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。しかしながら、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある、との見通しが立てられています。

続いて19ページになりますが、資料No. 6をご覧ください。これは、令和3年6月4日付けの内閣府政策統括官発表による地域経済動向ですが、このなかで、21ページに景況判断については、北関東を含め全国的に新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している、と判断されています。

続きまして、33ページ、資料No. 7をご覧ください。これは、日本銀行水戸事務所が令和3年6月7日に発表した茨城県金融経済概況ですが、このなかで県内の景気については、新型コロナウイルス感染症の影響から、サービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直しつつある、としています。

続いては、45ページ、資料No. 8をご覧ください。これは、令和3年7月1日付け日本銀行水戸事務所が発表した2021年6月の企業短期経済観測調査結果、短観と言われるものですが、全産業で業況判断指数 D. I は、製造業が横ばいとなった一方で、非製造業が悪化したことから全産業ではよい超幅が縮小しています。9月までの予測として、製造業、非製造業ともに再び悪化するため、全産業では悪い超に転化すると見込まれています。

続いて49ページ、資料No. 9になります。こちらは、令和3年6月に発表された茨城県企画部統計課発表の茨城県の経済動向です。昨年とは公表形式に変更があり、各機関の発表した統計等が発表されております。各指数を総合すると、前年指数を上回りつつも公共工事請負額や常用労働者の現金給与総額（規模30人以上）などでは前年水準を下回っていることが認められます。

続いて65ページへ進んでいただきますと、資料No.10、茨城県各種指標になります。それから、次の66ページが資料No. 11、全国各種指標というものになります。これは、当貸金室で各種データを一覧表に取りまとめたものになっております。まず、65ページの茨城県各種指標の数値では、令和2年の鉱工業生産は、前期比でマイナス、消費者物価は前年比でマイナス、毎月勤労統計における、現金給与総額、きまって支給する給与額は前年を上回っているというものになっております。

次に、66ページの全国各種指標の中で、一番左に国内総生産の部分がありますが、直近の数値では前年比2.1%のマイナス成長になっております。

次に、67ページ資料No.12となります。これは、日本経済団体連合会発表の2021春季労使交渉・業種別回答一覧というものです。その中で、大手は総平均が1.82%、中小では1.72%

アップした結果になっております。

続いて、69ページからになります。資料No.13となります。こちらは、日本労働組合総連合会が令和3年6月4日に発表した2021春季生活闘争第6回回答集計結果というものです。賃上げにつきましては、平均賃金方式というのですが、回答額としては5,233円、1.79%で、昨年同時期を金額では303円下回り、率は0.11ポイント減となっております。300人未満の中小組合では4,331円、1.74%で昨年同時期を金額で181円下回り、1.74ポイントマイナスとなっております。また、このうち100人未満では3,861円、1.67%で昨年同時期を下回っております。非正規労働者の賃上げにつきましては、加重平均で、時給は21.24円で昨年同時期を5.92円下回っております。

次に76ページ、資料No.14をご覧ください。こちらは、茨城労働局が令和3年6月29日に発表した、県内の雇用情勢の概況です。令和3年5月の茨城の有効求人倍率は、1.33倍で、前月と同水準、前々月より0.01ポイント上回っており全国では14番目の数値となっております。全国平均は1.09倍となっております。

最後に、91ページへ進んでいただきますと、資料No.15になります。こちらは、昨年の地域別最低賃金の改定状況を一覧表にまとめたものです。ランクごとに分けて並べております。昨年の結果ということでお知らせさせていただきます。

私からの説明は以上となります。

荻野室長

続けて、支援事業につきまして私の方から説明させていただきます。先ほどの別冊の資料になりますが、参考資料1と2の次に最低賃金のリーフレットが2種類ございます。そのあとの3枚目のリーフレット業務改善助成金のご案内をご覧ください。業務改善助成金についてご説明いたします。皆様ご承知かと思いますが、この助成金は、生産性を向上させ、

事業場内で最も低い賃金の引上げを図る中小企業、小規模事業者を支援する助成金でございます。委員の皆様には、過日、メールで情報提供させていただきましたが、本年6月8日に開催されました新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議におきまして、新型コロナにより影響を受けた非正規雇用労働者等に対する追加対策について議論がなされ、そのテーマの一つとして、最低賃金を引き上げるための環境整備も取り上げられ、厚労大臣から業務改善助成金等の現行の取組状況が説明されたところでございます。また政府は、骨太の方針でも、賃上げは有効な経済活性化策と位置づけまして、賃上げしやすい環境整備にも取り組む、としており、業務改善助成金は、その活用により業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金の引上げを支援しているところでございます。以前は、全国的にも申請が非常に低調でしたが、交付要件の見直し、コースの拡充、また、全国の労働局の積極的な取り組みもございまして、以前に増して申請件数が増加しているとの本省からの連絡がありました。茨城労働局では、今年度、6月末現在5件の申請を受理しておりますが、まだまだ低調でございます。先日、茨城新聞の労働基準ニュースの欄で取り上げましたが、引き続き、担当部署でございます雇用環境・均等室と連携して周知活動を行い、支援策の積極的な活用勧奨を行っていきたいと思っております。委員の皆様も、関係者へのご案内の機会等がございましたら、よろしくお願いいたします。

続きまして、キャリアアップ助成金に関してご説明いたします。業務改善助成金の次のリーフレットをご覧ください。骨太の方針に、本年4月に中小企業へ適用が拡大した同一労働同一賃金に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する、と示されましたが、このキャリアアップ助成金は、有期契約労働者、短時間労働

者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内での正社員化等のキャリアアップを促進するための助成金でございます。現在、各コースが網羅されている全体版のリーフレットが変更前のものしかないということで、大変申し訳ございませんが、本年4月以降の変更点の概要が記載されたリーフレットを添付させていただきました。茨城局では、一昨年前までのここ数年は、年間700～800台の申請件数を受理していましたが、昨年度は、コロナ禍等が影響し、542件の申請と聞いております。

次に、キャリアアップ助成金の次のリーフレットをご覧ください。働き方改革関連法に伴う、働き方改革に係る全般的な支援を行います茨城働き方改革推進支援センターのリーフレットです。当センターは、労働時間の管理から、生産性向上による賃金引上げ、人手不足への対応、専門家の派遣などの事業を行っております。コロナ禍の厳しい経営状況の中、特に大きな打撃を受けている中小企業、生活関連サービス業などに対する支援の相談等にご活用いただき、委員の皆様も関係者へのご案内の機会がございましたら、よろしくお願いたします。なお、当センターは委託事業でございます。現在、㈱タスクールプラスが委託先となっております。

その他としまして、茨城働き方改革推進支援センターのリーフレットの後に、茨城県のホームページに掲載されております中小企業支援施策活用ガイドブックの目次を抜粋し添付いたしましたので、参考にしていただければと思います。

また、その後に、厚生労働省と中小企業庁の連名で作成されております最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアルも添付させていただきましたが、この紹介マニュアルは、最新のものではございませんが、昨年10月に作成したもので、本年4月に内容等が一部改正されている助成金もございますので、お気を付けください。賃金引上げに関する支援で、労働局が窓口になるもので

すと、この紹介マニュアルの4ページに業務改善助成金が紹介されておりますが、先ほどのリーフレットが最新のもので、5ページの人材確保等支援助成金の人事評価改善等助成コースは、本年3月31日で左側の制度整備助成は、廃止となっております。6ページの同じく人材確保等支援助成金の設備改善等支援コースにつきましても、本年3月31日をもって廃止となっております。7ページのキャリアアップ助成金についても、先ほど私の方からご説明いたしましたが、4月以降変更がございますので、ご注意ください。

なお、ただ今私が説明した変更、廃止等につきましては、この紹介マニュアルの後に、左上の方に事業主の皆様へと記載されたリーフレットを添付しておきましたので、よろしくお願いたします。

続きまして、関係団体等からこれまでに出ている要請書や意見書などをご報告させていただきます。

資料のNo.16から19、92ページから109ページをご覧ください。今年3月1日付で茨城労働局長あてに茨城ユニオン様から要請書、3月2日付で局長あてに茨城県労働組合総連合様から労働者の権利を守る立場での労働行政改善と労働行政の拡充のための人員増、最賃引き上げを求める要請書、3月8日付で局長あてに日本労働組合総連合会茨城県連合会様から雇用・労働行政に関する要請。3月23日付で審議会会長あてに土浦市議会議長から意見書が提出されております。要旨としまして、ご報告申し上げておきますと、茨城ユニオン様からの要請書につきましては、積極的な賃金の引き上げ、最賃の地域間格差の解消を高水準額に合わせての実現、次期改定で1,000円以上引き上げ、速やかに1,500円の実現。続きまして、茨城県労働組合総連合様からの要請書について、最低賃金に関する部分につきましては、最賃法を改正し、生活費を確保できる金額水準1,500円以上と全国一律制を法に明記するよう本省に要請すること、当面の最賃を1,000円以上とす

るよう県内の企業を指導すること、最賃の周知、専門部会の傍聴、議事録の公開。続いて、日本労働組合総連合会茨城県連合会様からの要請について、最低賃金に関する部分としましては、最賃審議会での適正な地域別最賃改定に向け側面から支援、中小企業支援策の周知徹底、最賃の周知、広報の強化。続きまして、土浦市議会議長の意見書については、全国一律最賃制度を確立し、地域間格差の縮小、最賃の大幅引き上げ、中小企業への支援策の拡充といったものです。以上です。

清山会長

それでは、ただ今、ご説明頂きました資料につきまして、何かご質問等がございませんでしょうか。

加藤委員

この提供する資料というのは、何か通達ですね、こういうものを出すようにというような縛りはあったのでしょうか。

荻野室長

特にございません。

加藤委員

その中で、例えば資料の12、ページ数で言うと67ページの経団連の大手企業と中小の資料が載っているわけですが、私のところも経営者協会なのでこの構成団体ではあるのですが、大手の一部上場企業がだいたい対象になっている大手企業の賃上げとか、中小企業の中でも割と大きいところのこのような経団連のデータも一つの目安になるかと思いません。しかし、賃上げしたくてもできない実態がある中小零細企業もあるわけです。そういうところの日本商工会議所とか東京商工会議所のデータも次年度はご用意いただけたらありがたいのですが。

それともう一点ですが、今年の状態を見ると、新型コロナという未曾有の災害の真ただ中にありまして、より影響を受ける飲食とか、宿泊観光とか、旅行とか、旅客、運送業、

こういったところの状況、特に資本力が弱い中小、小規模企業の状況が結構気になるところがございます。ご用意いただいた資料では、非製造業という大枠はあるのですが、そういう深刻なところの状況がどうなのかという部分が非常に気になりますので、今年度の審議の早い段階でそういう資料をいただくと参考になるかと思っておりますので、ちょっと負担になってしまいますがよろしく願いいたします。

清山会長

ありがとうございました。使用者側の方たちの大変な状況をふまえて色々な提言とかも聞いているので、そちらの方も資料提供してほしいというご要望です。それについては、それぞれの状況について私どもも把握したいということがございますので、また配布していただくということによろしいでしょうか。

荻野室長

承知しました。

清山会長

加藤委員、そのように対応させていただくということによろしいですか。今、すでにご紹介いただいて、新聞などでも報道されているところですが、またちょっと入手できるように手配していただくことになります。

加藤委員

よろしく願いいたします。

清山会長

他にご意見、ご要望ございますでしょうか。あるいは、質問ですね。

加藤委員

先ほど、業種の件こだわりましたが、会員の金融機関の経営に携わる方に聞いた中で、特に宿泊とか観光の県内企業は、借入金はかなり膨らんでいるというお話がありまして、非常に経営が厳しいと、なかなか表面には現れないというよ

うなお話を伺ったところがありまして、そういった実態はどうかということところで、お話させていただいたものです。

清山会長

はい、ありがとうございます。そのような状況についても、順次情報提供いただいて、審議の方に判断材料として情報をいただくということによろしいですか。

委 員

(了承の声)

清山会長

はい、ありがとうございます。皆さんそれぞれのところで色々なペーパー等入手していらっしゃると思いますけれども、関連するものについては随時提供いただくことにいたします。よろしくお願ひします。

その他、ございますでしょうか。労側の方は大丈夫ということですが、使側の方よろしいですか。

委 員

(意見・質問等なし)

清山会長

ありがとうございました。それでは、配付資料につきましての質疑は終了としまして、議題(5)茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置についてに入ります。事務局に説明をお願いいたします。

荻野室長

続きまして、最低賃金専門部会の設置についてご説明いたします。最低賃金法第25条2項により、最低賃金審議会は、最低賃金の決定、または、その改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会をおかなければならないと定められております。専門部会は、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員各同数で、9人以内とされており、労働局長が任命いたしますが、例年、公労使各3名の委員を任命させていただいております。労働者代表委員、使用者代表

委員につきましては、本日これから候補者推薦の公示をいたします。推薦期間は、7月19日月曜日までの予定といたしますので、労使の団体からの推薦をよろしく願いいたします。なお、公益代表委員におかれましては、労働局長が任命させていただきます。

また、最低賃金審議会令第6条5項で、審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と規定されております。この規定の適用につきまして、ご審議をよろしく願いいたします。以上です。

清山会長

ただ今の従来から、専門部会の決議をもって本審の決議とする最低賃金審議会令第6条第5項は適用せずに、本審において決定するという手続きを茨城地方最低賃金審議会では採ってまいりましたけれども、それを踏襲するというところでよろしいでしょうか。

委員

(例年どおりの声)

清山会長

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。  
続きまして、議題(6)の今後の審議日程についてお諮りいたします。審議会等の日程をあらかじめ調整したいと思いますので、よろしく願いいたします。事務局でご提案についてご説明をお願いいたします。

荻野室長

それでは、今後の審議会日程について、ご説明いたします。委員の皆様には、開催日程を調整するに当たりまして、大変お忙しい中、日程調整表の報告、電話、メールによる調整にご協力をいただきまして改めまして、この場でお礼を申し上げます。既に委員の皆様には審議会開催予定の通知は差し上げておりますが、本日、資料とは別に、お手元に開催予

定表を同様のものになります。配付させていただきましたので、ご覧ください。資料の最後になると思います。開催日程につきましては、例年通りの10月1日発効を想定しまして、委員の皆様のご都合と定足数を念頭に置いて、出席人数の多い日で日程を組ませていただいていることにご理解のほど、お願いいたします。

中賃における目安の答申予定が、先ほどお話ししたとおり7月16日金曜日と予定されておりますが、当会場の都合等によりまして、目安伝達のための第二回本審を8月2日月曜日10時からこの場で開催したいと思っております。また、当日、8月2日になりますが、第二回本審を終了した後、第1回専門部会を引き続き開催したいと思っております。第2回専門部会は、8月3日火曜日14時から開催したいと思っております。

タイトな日程で委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますが、第3回専門部会を8月5日木曜日15時30分から開催したいと思っております。その後、第3回専門部会を終了した後に、第三回本審を、専門部会の審議の時間にもよりませんが、遅い時間で大変申し訳ございませんが、概ね17時30分頃から予定したいと思っております。

異議申し出審議のための第四回本審は、局長への答申後の公示期間の15日間を勘案いたしますと、異議申し出の締切日が8月20日金曜日となりますので、8月23日月曜日10時30分からを予定したいと思っております。

以上、今後の審議内容にもよりませんが、予定しております審議の日程とさせていただきます。なお、会場は、全てこの場で開催したいと思っております。

もう1つ説明がございます。本日、茨城県最低賃金改正の諮問をさせていただきましたが、改正にあたっては、最低賃金法第25条5項に基づき関係労使の意見を聴くことになっており、その公示を本審議会後に行う予定です。意見について

は、文書をもって提出していただく旨の公示を行いますが、意見はこの場に出席を求めて聴くことも出来るとなっております。その取扱いについては審議会で決定することとなっております。意見聴取は、次回8月2日開催の第二回本審で行いたいと思っておりますが、準備の都合等もございますので、本日この審議会においてお決めいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

清山会長

ありがとうございます。まず、日程につきましてです。日程、皆様よろしいでしょうか。かなりタイトな、例年にも増してタイトなスケジュールになっていきますので、本当に審議が大変だなと思えますけれども、いつも10月1日の発効ということがご要望なので、このような状況になっておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

委 員

(了承の声)

清山会長

それでは、ご説明いただいた日程案が承認されました。よろしくお願いいたします。

続きまして、関係労使からの諮問に伴う意見書が昨年度は、9団体から意見書の提出があり、目安伝達の審議会の場で意見を聴取いたしました。書類だけでなく、来ていただく、来たいというご要望があるところは来ていただいてお話を伺ったということですけれども、今年度もそのように同じようにしても大丈夫でしょうか。

委 員

(異議なしの声)

清山会長

それでは、それぞれ意見書を提出いただいたところからは、こちらで意見を述べたいというところには参加していただくということで、よろしくお願いいたします。事務局は、

資料等の準備があると思いますが、よろしくお願ひします。私が事務局からいただいている議事につきましては、これで全てかと思ひますけれども、その他何かござひますでしょうか。

委 員 (意見・質問等なし)

清山会長 大丈夫ですか。それでは、司会進行を事務局の方にお返ししたいと思ひます。よろしくお願ひします。

荻野室長 最後になりますが、事務局よりご連絡を申し上げます。特定最低賃金の関係になりますが、本年3月に労働者側から意向表明が行われております。特定最低賃金額の改正の申出書については、遅くとも7月中旬くらいまでに提出のほどお願ひできればと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。また、事務局からのお願ひ事になりますが、県の最賃の審議が終了しましたら、本年度の特定最賃の審議に移行したいと思ひております。特定最賃の改正必要性の諮問、答申、金額改正の諮問前で誠に恐縮ではござひますが、会場の確保、委員の皆様のスケジュール調整など、スムーズな審議会運営を図る関係もござひますので、事務局からのお願ひということになりますが、近日中に委員の皆様方に、9月から10月の日程調整表をメール送信させていただきますので、ご理解の上、ご対応をどうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

清山会長 それでは、以上をもちまして、第1回茨城地方最低賃金審議会を終了いたします。次回の第2回茨城地方最低賃金審議会は、8月2日月曜日午前10時からこの会議室で開催いたしますのでご出席賜りますようよろしくお願ひいたします。それでは皆様、ご協力賜りましてありがとうございました。